

国際航空貨物における燃油サーチャージ適用額(2009年12月)申請のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、(株)日本航空インターナショナルは、2009年4月から燃油サーチャージ適用額を1ヶ月ごとに見直すこととしており、12月に適用となる燃油指標価格(2009年10月の平均シンガポール燃油価格)が「バレル 80.15 米ドル」となりました。つきましては、2009年12月の燃油サーチャージ適用額を改定することとし、本日、国土交通省に申請しましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

JAL グループでは、費用削減、収支改善に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担頂くことにつきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 2009年12月の燃油サーチャージ適用額

2009年12月1日発行の航空運送状(AWB)から、①遠距離路線に¥73/kg、②アジア遠距離路線に¥63/kg、③アジア近距離路線に¥53/kgを、国土交通省に認可申請中です。

- *燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。
- *燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。
- *燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入頂き、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。
- *燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。
- *当該燃油サーチャージ適用額は日本地区発貨物が対象となります。他国発貨物につきましては、各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

表1. 燃油サーチャージの適用条件

燃油指標価格 (米ドル/バレル)	燃油サーチャージ適用額		
	①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
110.00 以上 115.00 未満	¥115	¥99	¥83
105.00 以上 110.00 未満	¥108	¥93	¥78
100.00 以上 105.00 未満	¥101	¥87	¥73
95.00 以上 100.00 未満	¥94	¥81	¥68
90.00 以上 95.00 未満	¥87	¥75	¥63
85.00 以上 90.00 未満	¥80	¥69	¥58
(12月適用) 80.00 以上 85.00 未満	¥73	¥63	¥53
75.00 以上 80.00 未満	¥66	¥57	¥48
70.00 以上 75.00 未満	¥59	¥51	¥43
65.00 以上 70.00 未満	¥52	¥45	¥38
60.00 以上 65.00 未満	¥45	¥39	¥33
55.00 以上 60.00 未満	¥38	¥33	¥28
50.00 以上 55.00 未満	¥31	¥27	¥23
45.00 以上 50.00 未満	¥24	¥21	¥18
40.00 以上 45.00 未満	¥17	¥15	¥13
35.00 以上 40.00 未満	¥10	¥9	¥8
35.00 未満	廃止		

II. 燃油サーチャージ制度の概要

1) 燃油指標価格と燃油サーチャージ適用額の見直し時期

① 燃油指標価格

該当月の前々月における「1ヶ月の平均シンガポール燃油価格」(米国エネルギー省公表値)を、当社の燃油指標価格といたします。なお、米国エネルギー省が公表する日々の市場数値情報につきましては、当社ホームページにて開示、ご案内しております。(<http://www.jal.co.jp/jalcargo/fuel>)

② 燃油サーチャージ適用額の見直し時期

①に基づき、燃油サーチャージ適用額を年12回(毎月1日)見直すことといたします。なお、前月から燃油指標価格による適用条件(表1)に変更がない場合は、前月の燃油サーチャージ適用額を継続適用いたします。

2) 距離制

以下のとおり、3区分の設定をしております。

① 遠距離路線(米州・欧州地区宛(アフリカ、中近東宛を含む))

② アジア遠距離路線(①、③以外)

③ アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)

3) 燃油サーチャージ制度の導入、廃止および燃油サーチャージ適用額の改定

① 導入

燃油指標価格が、「バレル 35.00 米ドル」以上となった場合、第1段階の燃油サーチャージ(kg 当たり遠距離路線¥10、アジア遠距離路線¥9、アジア近距離路線¥8) の導入を国土交通省に申請し、認可取得および適切なお知らせ期間後に適用を開始いたします。

② 廃止

燃油指標価格が、「バレル 35.00 米ドル」未満となった場合、燃油サーチャージの廃止を国土交通省に申請し、認可取得後、可能な限り速やかに廃止いたします。

③ 増額

燃油指標価格が、現行適用条件から一段階(バレル 5 米ドル単位)以上の適用条件となった場合、それに相当する燃油サーチャージ適用額への増額を国土交通省に申請し、認可取得および適切なお知らせ期間後に適用を開始いたします。

④ 減額

燃油指標価格が、現行適用条件から一段階(バレル 5 米ドル単位)以下の適用条件となった場合、それに相当する燃油サーチャージ適用額への減額を国土交通省に申請し、認可取得後、可能な限り速やかに適用を開始いたします。

以上